

報道機関各位

企画政策課企画係

タイトル 赤穂市内のバス運賃改定（案）のパブリックコメント（意見募集）
の実施について

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事・事業名	赤穂市内のバス運賃改定（案）のパブリックコメント（意見募集）
日時	令和6年6月13日（木）～7月12日（金）
場所・住所	
趣旨・目的（PRしたいこと）	<p>【趣旨】</p> <p>赤穂市内のバス運賃の改定にあたり、広く市民の皆さまからご意見を伺うため、改定（案）を公表し、パブリックコメント（意見募集）を実施します。</p> <p>【内容】</p> <p>募集期間：令和6年6月13日（木）～7月12日（金） （郵送の場合、締切当日消印有効）</p> <p>改定（案）の閲覧場所：市ホームページ、企画政策課、各地区公民館（9カ所）</p> <p>提出できる人：市内に在住、在勤、在学の人 市内に事務所や事業所等がある法人、団体</p> <p>提出方法：計画（案）に対するご意見と住所、氏名（フリガナ）または団体名（代表者名を含む）、電話番号をご記入のうえ、企画政策課まで持参（開庁日の午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時を除く））、郵送、FAX、メールのいずれかの方法により提出してください。書式は自由です。</p> <p>その他、詳細は別紙をご参照ください。</p>
問い合わせ先	部課係名：市長公室企画政策課 担当者名：古谷、深澤 電話：0791-43-6867（内線 2458、2453） FAX：0791-43-6822

○添付資料 有 無 ○ホームページへの掲載 有 無 ○議会報告 有 無

赤穂市内のバス運賃改定(案)について パブリックコメント(意見募集)を実施します

募集期間 令和6年6月13日(木)
～令和6年7月12日(金)
(郵送の場合、締切当日消印有効)

赤穂市内のバス運賃の改定にあたり、広く市民の皆さまからご意見を伺うため、改定(案)を公表し、パブリックコメント(意見募集)を実施します。

■改定(案)の閲覧場所	▽市ホームページ ▽市役所4階企画政策課 ▽各地区公民館(9カ所)
■提出できる人	▽市内に在住、在勤、在学の人 ▽市内に事務所や事業所等がある法人、団体
■提出方法	改定(案)に対するご意見と住所、氏名(フリガナ)または団体名(代表者名を含む)、電話番号もしくはFAX番号をご記入のうえ、企画政策課まで持参(開庁日の午前8時30分～午後5時15分(正午～午後1時を除く))、郵送、FAX、メールのいずれかの方法により提出してください。書式は自由です。 ※住所・氏名等を明記しないご意見については、パブリックコメントとして取り扱うことができませんので、ご注意ください。
■ご意見の取り扱い	提出いただいたご意見の概要と検討結果については、次の方法により公表します。※内容が類似する意見は、取りまとめて公表することがあります。 ▽市ホームページ ▽市役所4階企画政策課 ▽各地区公民館(9カ所) なお、ご意見をいただいた方の住所、氏名または団体名、電話番号もしくはFAX番号の公表はいたしません。また、ご意見に対する個別の回答はいたしません。
■提出及び問い合わせ先	赤穂市 市長公室 企画政策課 〒678-0292 赤穂市加里屋81番地 電話:43-6867 FAX:43-6822 メール:kikaku@city.ako.lg.jp

赤穂市内バス運賃の改定について

1. 概要

公共交通を取り巻く環境は、深刻な運転手不足による路線バスの廃止、減便、事業の撤退等が全国的に相次ぐ中、赤穂市内でも同様に、令和 6 年 4 月から路線バスの大幅な減便、一部路線の休止をせざるを得ない状況となっている。そのような中、今般策定した赤穂市地域公共交通計画では、路線バスとコミュニティバスの運用上の垣根をなくして、一体的な運用を図ることにより、公共交通を維持していく新たな仕組みとして、赤穂市内を運行する路線バスとコミュニティバスの運賃を 200 円に統一し、市民の足を維持確保することとしている。

現在、市内を運行するバスの料金体系は、路線バス、「ゆらのすけ」、「ていじゅうろう」によって異なっているが、今回の運賃改定により 200 円に統一し、併せて現在設定されていない各種割引制度を設定するほか、高い頻度でコミュニティバスを利用する方のために、定期券や回数券を導入する。

2. 改定の内容

1) コミュニティバスと路線バスの運賃の統一化

現在、市内で運行する路線バス、「ゆらのすけ」、「ていじゅうろう」の運賃体系が個別で設定され、異なっていることから、これらの運賃を統一し、利用距離に関わらず 200 円均一とする。市内で走行するバスの垣根を無くすことにより、路線バス、「ゆらのすけ」、「ていじゅうろう」の一体的かつ効率的なルート再編を可能とし、どの地区からもバスを利用しやすい環境を構築する。

(運賃変更の内容)

バスの種類	変更前		変更後	
	路線バス	対距離運賃制	170~420 円	均一運賃
ゆらのすけ	均一運賃制	100 円		
ていじゅうろう	区間運賃制	100~200 円		

2) コミュニティバス(ゆらのすけ、ていじゅろう)における各種割引券の新設

(1) 1日乗り放題券、定期券の新設

新たに「1日乗り放題券」と定期券を新設する。小学生については大人運賃の半額とする。

区分	大人 (中学生以上)	小学生
普通運賃	200円	100円
1日乗り放題券 (いずれのバスにも乗車可能)	500円	250円
1カ月定期券	5,000円	2,500円
3カ月定期券	14,200円	7,100円
6カ月定期券	27,000円	13,500円

(2) 各種割引の新設

身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者及び運転経歴証明書所持者(65歳以上)については、普通運賃(1日乗り放題券、定期券を含む)の半額とする。

また、小学生未満(未就学児)については現行と同じく無料とする。

区分	身体障害者 手帳所持者 ※	療育手帳 所持者※	精神障害者保 健福祉手帳所 持者 ※	運転経歴証明 書所持者 (65歳以上)	小学生未満 (未就学児)
普通運賃	100円				無料
1日乗り放題券 (いずれのバスにも乗車可能)	250円				
1カ月定期券	2,500円				
3カ月定期券	7,100円				
6カ月定期券	13,500円				

※介助者1名を含む

(3) 回数券の新設

100円券×11綴りの回数券(1,000円)を新設する。

3. 運賃改定時期(予定)

令和6年10月1日